

住宅を改修された方 固定資産税減額制度のおしらせ

次の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分に限り、減額されます。減額を受けようとする場合は、工事完了後、3か月以内に申請してください。

【耐震改修工事を行った住宅】

既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120 m²まで)が次のとおり減額されます。

耐震改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成30年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度	2分の1

要件 ①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)
②耐震改修費用が50万円以上
※①と②両方に該当する必要があります



【バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅】

既存住宅のバリアフリーまたは省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額(バリアフリーは100 m²、省エネ改修は120 m²まで)が次のとおり減額されます。

バリアフリー改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成30年3月31日まで		

省エネ改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成30年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度	3分の1

要件 改修工事費用が50万円以上で、当該家屋の床面積が50 m²以上であること。※どちらの工事の場合も貸家住宅は対象外です
工事内容により次の要件を満たす必要があります。

【バリアフリー改修工事の場合】

- ア 新築された日から10年以上経過した住宅であること
イ 次のいずれかに該当する方が居住する住宅
・65歳以上の方
・要介護または要支援認定を受けている方
(介護保険被保険者証の写しをご提出ください)
・障がいのある方(障害者手帳などの写しをご提出ください)
ウ 改修工事が次のいずれかに該当すること
・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室の改良
・トイレの改良 ・手すりの取り付け ・床の段差解消
・出入口の戸の改良 ・滑りにくい床材料への取り替え
※ア・イ・ウすべてに該当する必要があります



【省エネ改修工事の場合】

- ①平成20年1月1日以前から所在する住宅であること
②窓の改修工事 ※必須工事
(二重サッシ化、複層ガラス化など)
③床・天井・壁の断熱工事
※①と②は必須。③の工事だけでは対象となりません。「②の工事」または「②と③の工事」を行った場合に対象となります



【耐震改修工事・バリアフリー・省エネ改修工事共通 申請方法】

改修工事後3か月以内に次の書類を添えて、税務課(役場2階)に申請してください。

必要書類 ・工事費用明細書 ・領収書 ・工事写真(施工前・施工後)
・改修工事が基準に適合することの証明書(バリアフリーは不要)

問合せ 税務課 資産税係 Tel83-1224

平成29年11月15日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 Tel 83-1222
ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

きらきらフェスタ 松田町民イベント開催

松田町に住んでいる方のために、一足早くきらきらフェスタを開催しますので、ぜひご来場ください。

※当日町内在住の方の駐車料金は、無料となります



日 時 11月22日(水) 17:00~21:00 ※荒天時中止

場 所 西平畠公園

問 合 せ 観光経済課 公園係 Tel83-1228

産業まつり開催にかかる車両通行止めのおしらせ

第20回まつり産業まつりの開催に伴い、町道6号線(仲町通り※右図区間)が車両通行止めになります。

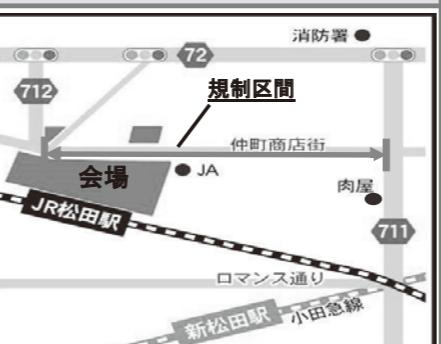
大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

規制期間 11月26日(日)
10:00~16:00

規制箇所 町道6号線(仲町通り)

規制方法 車両通行止め

問 合 せ 観光経済課 商工農林係 Tel83-1228



地域福祉計画策定委員を公募します

町では、地域における福祉サービスの適切な利用促進や住民の福祉活動への参加促進を図るために、地域福祉計画を新たに策定します。策定にあたり、さまざまな視点から審議していただくため、委員を公募します。

任 期 委嘱から2年間

募集人員 1人

活動内容 会議に出席し、地域福祉計画の策定について意見をいただきます。

応募資格 町在住の20歳以上の方で、任期中5回程度開催される会議に出席できる方(ただし、国・地方公共団体の議員と常勤の公務員は除く)

応募方法 住所、氏名、生年月日、性別、経歴、電話番号を記載し、郵送でご応募ください。

応募期限 12月20日(水)必着

※福祉課内で選考し、結果はご本人に通知します。

問 合 せ 福祉課 福祉推進係 Tel83-1226

今月の納付

国民健康保険税 町民課 国保年金係 Tel83-1225

後期高齢者医療保険料 町民課 国保年金係 Tel83-1225

介護保険料 福祉課 高齢介護係 Tel83-1226

納期限は、11月30日(木)です。

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。

税金や保険料のお支払いは、納め忘れない口座振替が便利です。

お申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で受け付けています。

(預貯金通帳、届出印をご持参ください)

ふるさと鉄道の運休のおしらせ

台風21号の影響により土砂崩れが発生したため、ふるさと鉄道は、当面の間運休とさせていただいております。

現在、作業を進めており、復旧作業が終わり次第運行を再開します。

ふるさと鉄道のご利用を楽しみにしていただいている皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

運休期間 10月23日(月)~復旧作業終了まで

問 合 せ 観光経済課 公園係 Tel83-1228

国際交流事業推進組織 立ち上げのための勉強会 第4回「友達を誘いたくなる素敵な地域イベントのつくり方」

町では、国際交流事業を推進する母体となる組織の立ち上げに向けて、毎月1回程度、どなたでも参加できる「勉強会」を開催しています。

単なる座学ではなく、講師と参加者がコミュニケーションしながら学ぶアットホームな雰囲気ですので、初めての方も気軽に参加していただけます。

第4回目では、「地域イベントのつくり方」に関して、逗子市で活躍されている岡田さんから、実体験の中で培ったノウハウなどを含めて、お話をいただく予定です。ぜひ、ご参加ください!

日 時 12月1日(金) 18:30~20:00

場 所 役場 4階 4AB会議室

講 師 逗子コミュニティパーク 実行委員長 岡田謙一郎さん

対 象 国際交流事業に関心のある方

定 員 40人(先着順)

申込期限 11月28日(火)

申込み・問合せ 政策推進課 経営戦略係 Tel83-1222

【予約制】無料法律相談

予約制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 12月4日(月) 9:15~11:45

場 所 役場 3階 会議室

定 員 6人(先着順) 相談員 牧浦義孝弁護士

申込期間 11月17日(金)~12月1日(金)

8:30~17:15 ※土、日を除く

申込み・問合せ 総務課庶務係 Tel83-1221

